

朝霞の環境

(令和4年度年次報告書)



ゼロカーボンアクション

でき
出来ることから

「ごみ拾い」
ひろ

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。

実は「ごみ拾い」などの環境保全活動もそのひとつにあげられます。

朝霞市では、毎年、5月と10月に、「きれいなまちづくり運動」を実施し、多くの市民の皆さんのご協力で、まちの美化を推進しています。

「向こう三軒両隣」の気持ちで、まちがきれいになるとうれいですね。



あさか環境かるたについて

詳しくは76ページ参照

きれいなまちづくり運動について

詳しくは36ページ参照

令和5年12月

朝霞市

年次報告書「朝霞の環境」とは

朝霞市では、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の基本理念にのっとり、望ましい環境像『みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞』の実現を目標とする「第3次朝霞市環境基本計画」を令和4年3月に策定しました。そして、この望ましい環境像を実現するため、

【環境目標】

【個別目標】

望ましい
環境像

みんなでつくる

水とみどりが豊かな

環境にやさしいまち

朝霞



自然と人との共生

生き物がすみやすく、豊かな自然が身近に感じられるまち

1-1

生き物がすめる環境を大切にする

1-2

みどり豊かなまちをまもり育てる



快適な生活環境の確保

安心して快適に、ずっと住み続けられるまち

2-1

きれいな空気をまもる

2-2

きれいな水と土をまもる

2-3

快適で住み良いまちをつくる



脱炭素・循環型社会の推進

限りある資源を大切に、環境に負担をかけないまち

3-1

クリーンなエネルギーをつくる

3-2

省エネルギー・省資源をすすめる

3-3

地球に負荷の少ないまちをつくる

3-4

資源を大切に、繰り返し使う

3-5

気候の変化に備える



パートナーシップによる環境活動の推進

みんなで環境を学び、考え、取り組むまち

4-1

環境についてみんなで学ぶ

4-2

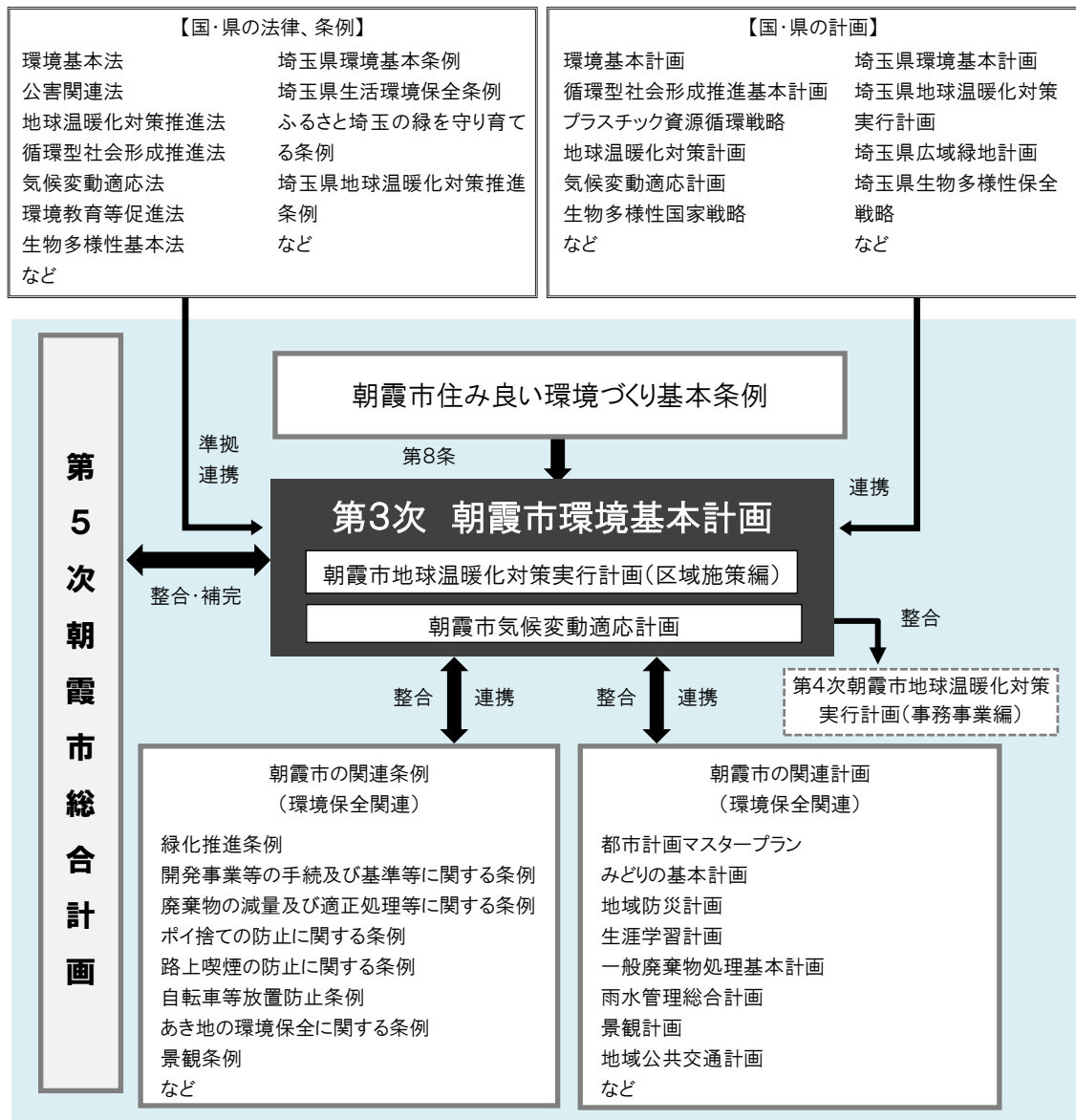
環境活動にみんなで参加し行動する

下記の4つの要素を基本として各環境目標を設定し、その目標の達成に向けた環境施策を展開しています。

この年次報告書「朝霞の環境」は、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」第7条に基づき、その取組状況（前年度の実績）を報告書としてまとめ、公表するものです。

【実施施策】	【ページ】	【関連する SDGs 目標】
1-1-1 健全な水循環の形成	1	  
1-1-2 生物の生息・生育環境の保全	2	
1-1-3 生物多様性の確保	3	
1-2-1 緑地・樹林・樹木の保全	6	
1-2-2 農地の保全と活用	9	
1-2-3 都市の緑化	10	
1-2-4 緑豊かな景観の形成	11	
2-1-1 大気環境の保全	13	    
2-1-2 悪臭の防止	19	
2-2-1 河川の水質保全	20	
2-2-2 地下水汚染・土壌汚染の防止	25	
2-3-1 騒音・振動の防止	28	
2-3-2 日照障害、電波障害の防止	34	
2-3-3 環境美化の推進	35	
3-1-1 再生可能エネルギーの普及促進	49	      
3-1-2 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進	50	
3-2-1 環境に配慮した行動の推進	52	
3-2-2 水の有効利用	57	
3-3-1 環境に配慮した移動手段の推進	59	
3-3-2 コンパクトで利便性の高い生活環境整備	61	
3-4-1 廃棄物の排出抑制の推進	63	
3-4-2 資源化の推進	65	
3-4-3 廃棄物の適正処理の推進	66	
3-5-1 気候変動に関する影響の把握と普及啓発	69	
3-5-2 気候変動への適応策の推進	69	
4-1-1 環境教育や環境学習の機会の提供	75	  
4-1-2 環境情報の発信と普及啓発	81	
4-2-1 市民団体の環境保全活動支援	83	
4-2-2 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等	86	

■朝霞市環境基本計画の位置付け



■環境基本計画（朝霞市住み良い環境づくり基本条例 第8条）

- 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ・ 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - ・ その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、朝霞市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 市長は、環境基本計画を策定したときには、速やかにこれを公表するものとする。

第1章 環境施策の展開

1 自然と人との共生

1-1 生き物がすすめる環境を大切にする



1	健全な水循環の形成	1
	(1) 湧水地の保全	1
	(2) 雨水の浸透対策の推進	1
2	生物の生息・生育環境の保全	2
	(1) 雑木林の維持・管理	2
	(2) 自然を活かした水辺づくり	2
3	生物多様性の確保	3
	(1) 生物多様性、生態系情報の蓄積・提供	3
	(2) 外来生物の計画的な防除	3

1-2 みどり豊かなまちをまもり育てる

1	緑地・樹林・樹木の保全	6
	(1) 市内に残る貴重な緑の保全	6
	(2) 市民との協働による公園・広場・道路の利活用	6
	(3) 緑地の公有地化	7
	(4) 公園・緑地の確保	7
2	農地の保全と活用	9
	(1) 環境保全型農業の推進	9
	(2) 市民農園や農業体験の充実	9
	(3) 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定	9
	(4) 市街化調整区域の農地の保全	9
3	都市の緑化	10
	(1) 公共施設の緑化	10
	(2) 住宅地・民間施設の緑化	11
4	緑豊かな景観の形成	11
	(1) 親水空間の保全と創出(水とのふれあい)	11
	(2) うるおいのある景観づくり	11
	(3) 史跡・文化財等の保全と活用	12

2 快適な生活環境の確保

2-1 きれいな空気をまもる



1	大気環境の保全	13
	(1) 大気環境の監視、改善	13
	(2) 放射性物質の監視	18
2	悪臭の防止	19
	(1) 悪臭の防止	19

2-2 きれいな水と土をまもる

1	河川の水質保全	20
	(1) 河川の水質の監視	20
	(2) 生活排水処理施設整備の推進	24
	(3) 工場・事業場の排出水の監視・指導	25
2	地下水汚染・土壌汚染の防止	25
	(1) 地下水汚染・土壌汚染の防止	25

2-3 快適で住み良いまちをつくる

1	騒音・振動の防止	28
	(1) 自動車等の騒音・振動の監視	28
	(2) 工場・事業場の騒音・振動の防止・指導	32
2	日照障害、電波障害の防止	34
	(1) 日照障害、電波障害の防止	34
3	環境美化の推進	35
	(1) 散乱ごみ・不法投棄対策	35
	(2) 路上喫煙の防止	38
	(3) ペットマナーの向上	39
	(4) 放置自転車対策	43
	(5) あき地・空き家の環境保全	44
	(6) 鳥獣・害虫被害の防止	45

3 脱炭素・循環型社会の推進

3-1 クリーンなエネルギーをつくる

1	再生可能エネルギーの普及促進	49
	(1) 住宅用太陽光発電等設置の普及促進	49
2	公共施設への再生可能エネルギーの導入促進	50
	(1) 公共施設の太陽光発電等の導入	50



3-2 省エネルギー・省資源をすすめる

1	環境に配慮した行動の推進	52
	(1) エコライフ・省エネルギーの普及・促進	52
	(2) 地球温暖化対策実行計画の推進	55
2	水の有効利用	57
	(1) 節水の啓発	57
	(2) 雨水の利用	57

3-3 地球に負荷の少ないまちをつくる

1	環境に配慮した移動手段の推進	59
	(1) 歩道、自転車利用環境等の充実	59
	(2) 次世代自動車の普及促進	61
2	コンパクトで利便性の高い生活環境整備	61
	(1) 広域交通ネットワーク形成	61
	(2) 公共交通機関の利用環境の充実	62

3-4 資源を大切に、繰り返し使う

1	廃棄物の排出抑制の推進	63
	(1) 3Rの推進	63
	(2) 生ごみの減量化	63
	(3) 食品ロス削減	64
	(4) 廃棄物処理や資源循環の重要性に関する学習機会の充実	64
	(5) 事業者に対する適正排出・適正処理の指導	64
2	資源化の推進	65
	(1) 地域リサイクル団体活動の推進	65
	(2) 廃棄物の資源化の促進	65
3	廃棄物の適正処理の推進	66
	(1) 適正処理の推進	66

3-5 気候の変化に備える

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 気候変動に関する影響の把握と普及啓発 | 69 |
| | (1) 気候変動に関する影響の把握 | 69 |
| | (2) 適応策に関する普及啓発 | 69 |
| 2 | 気候変動への適応策の推進 | 69 |
| | (1) 農業分野 | 69 |
| | (2) 水環境・水資源分野 | 70 |
| | (3) 自然生態系分野 | 70 |
| | (4) 自然災害分野 | 70 |
| | (5) 健康分野 | 73 |
| | (6) 市民生活・都市生活分野（ヒートアイランド対策等） | 73 |

4 パートナーシップによる環境活動の推進**4-1 環境についてみんなで学ぶ**

- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 環境教育や環境学習の機会の提供 | 75 |
| | (1) 環境教育や環境学習の機会の提供 | 75 |
| 2 | 環境情報の発信と普及啓発 | 81 |
| | (1) 環境情報の収集と発信 | 81 |

4-2 環境活動にみんなで参加し行動する

- | | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 市民団体の環境保全活動支援 | 83 |
| | (1) 環境に関する有識者等の活用 | 83 |
| | (2) 市民団体の環境保全活動支援 | 83 |
| 2 | 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等 | 86 |
| | (1) 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等 | 86 |

第2章 資料編**1 大気関係**

- | | | |
|-----|------------------------|----|
| (1) | 二酸化窒素調査結果 | 87 |
| (2) | 大気粉じん調査結果 | 91 |
| (3) | 公共施設アスベスト調査結果（無機質繊維濃度） | 91 |
| (4) | ダイオキシン類調査結果（大気） | 91 |
| (5) | 常時監視測定結果（埼玉県実施調査） | 91 |

2 水質関係

- | | | |
|-----|------------|-----|
| (1) | 河川水質調査結果 | 94 |
| (2) | 小排水路水質調査結果 | 104 |

3 地下水関係

- | | | |
|--|-----------|-----|
| | 地下水概況調査結果 | 106 |
|--|-----------|-----|

4 魚類関係

- | | | |
|--|--------|-----|
| | 魚類調査結果 | 107 |
|--|--------|-----|

5 放射線測定結果**5-1 空間放射線測定**

- | | | |
|-----|------------|-----|
| (1) | 市役所敷地内 | 110 |
| (2) | 小学校 | 110 |
| (3) | 中学校 | 110 |
| (4) | 保育園 | 111 |
| (5) | 児童遊園地・都市公園 | 112 |

(6) 市内除染箇所測定（ホットスポット）	113
5-2 放射性物質測定	114
(1) 水道水	114
(2) 焼却灰	114
(3) そのほかの放射性物質測定	114

第3章 用語解説

1 用語解説	115
--------	-----

本文中に＊印のある用語の解説を、50音順に掲載しています。